

市民政策提案書

平成 24 年 4 月 26 日

苫小牧市長 岩倉 博文 様
苫小牧市教育長 山田 眞久 様

提案者 苫小牧子どもの未来を守る会
提案者代表 古川 慎一
住所
連絡先

苫小牧市市民参加条例第17条第1項の規定に基づき、次のとおり提案します

1 政策提案の名称

学校給食で使用する食材の放射性物質測定検査等に関する市民政策提案書

2 提案の理由

子どもたちを内部被曝から守るのは、大人たちの責任です。このことは、原発の推進、反対、いずれの立場にも関係なく共通することです。

子供たちは、学校給食だけを食べているわけではありませんが、子どもたちが被曝するリスクを少しでも減らすような施策を積極的に展開するのは、公教育を行う行政の任務だと考えます。

また、地方自治体が子どもたちのために独自の基準を設定することは、国が定めた食品基準値を否定するのではなく、より丁寧な対応として国をサポートすることになると考えます。

以上により、子どもたちの内部被ばくを防ぐため、この提案を行います。

3 提案の内容

①学校給食の食材に含まれる放射性物質の量を測定し、公表すること。

②食材の使用ガイドラインの策定

具体的には別紙1

4 予想される効果

子どもたちの内部被ばくを防ぎ、子どもたちの未来が守られる。

5 その他参考資料等

(1) 他の自治体の状況

別紙2

(2) 関連資料

検査機器参考資料（農林水産省）

食品基準値（厚生労働省）

4月の小学校給食献立予定表

児玉龍彦氏 国会スピーチ抜粋 内部被ばくに対する考え方

政策の具体案

1 放射性物質の検査

(1) 検査対象

学校給食で使用する食材について次のものを検査する。

生鮮品（肉、卵含）

東京都、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、栃木県、茨城県、千葉県、埼玉県、群馬県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県。

水産品 北海道を含む全国。

既製品・調味料

全国（輸入品含め）

※既製品（冷凍、レトルト、練り製品など）は産地を把握しきれないため全て検査。

ただし、調味料、スキムミルク、ジャムなど常時使用するものは、年1回の検査とし、素材を道内産に限定して特注するものは検査不要とする。

牛乳、お茶、米、パン、麺

北海道産を除く全て。

(2) 検査機器購入等の費用（例）

ゲルマニウム半導体検出器

購入する場合 1500～2000万円（設置費等除く）

外部に検査依頼 1検体 15000円

シンチレーションスペクトロメーター

購入する場合 250～500万円（設置費等除く）

※安い機種は、検出限界能力が低い

外部に検査依頼 1検体 10000円

(3) 放射性物質規制値（根拠については3の（2）で説明）

第1候補 1食材について4ベクレル以下。

（ゲルマニウム半導体検出器）

第2候補 1食材について10ベクレル以下。

（シンチレーションスペクトロメーターでも対応可能機種あり）

(4) 規制値を超えた食材が発見された場合の対応

その食材は使用せず、その食材を抜くか代替の食材を利用するか、違う一品にする。
既製品など構成する食材を特定できない場合は、その一品を抜く。

(5) 検査方法及び頻度

◎牛乳、茶、米、パン、麺、調味料については、以下に示す方法によらず、次のと

おりとする。

牛乳、茶 メーカーの検査によらず2週間に一度検査。

米 新米への切り替わり時期に一度検査。

道産米以外のものを使う場合はその都度。

パン 小麦の切り替わり時期に一度検査。

食パン以外のものは、初回登場時に検査。

麺 生鮮品で定める地域のものを使う場合はその都度検査。

調味料 味噌、塩、醤油、油脂、ソース、みりん、だし、ブイヨン、中華ペー
ス、スキムミルク、ジャムなど常時使用するものについては年2回。

それ以外のものは、その都度。

検査方法（第1候補）：検査機器購入による毎回検査

対象となっている全食材を、遅くとも前日の適当な時期に検査する。

特長：最も確実に内部被ばくを防ぐことができる。

短所：機器が高価。設置場所、検査人員の確保。

検査方法（第2候補）：外部に検査を依頼する。

月に1回、対象となる食材のうち使用頻度が多く、放射性物質を吸収しやすい
ものを4種と牛乳2回、お茶2回、加工品2品目。

特長：第1候補には劣るが、ある程度リスク管理できる。機器の維持管理が
ない。

短所：検査対象の選別には、担当者のしっかりした基準設定が不可欠。

費用（1ヶ月）：ゲルマニウム 450000円

シンチレーション 300000円

（注）検査品目例は、別紙「平成24年4月の小学校給食予定献立表」を参考。

ただし、検査方法の第2候補については2日～6日は給食が無かったので、
他の日の献立を参考にし、4月に出回っている産地も考慮して、以下の食材
を検査することとした。

〔白菜、ほうれん草、ごぼう、乳（2回）、茶（2回）、加工品2品〕

なお、この検査費用をできるだけ少なくする方法は、次の（6）で示す。

（6）安全を確保し、なおかつ検査経費を少なくする方法

試算するために、給食献立表を見直して驚いたのは、既製品の多さである。

検査費用がかさむ理由は、この既製品の使用頻度の多さによるものである。

新センターになり調理機器も充実したのだから、既製品使用頻度も減らせるはず。

また、第2センターは古い施設のままで全体の献立を第2の設備にあわせなければ
ならないと聞かすが、既製品の素材を産地指定することや、調理、配送部門が民間委託
になったことを利用して第1センターで作ったものを第2センターに運ぶなど、柔軟
な対応で減らしていけるはず。

既製品の使用を減らすことは、子どもたちの健康にも、美味しさにも、そして検査
経費にもいい影響を与えるので、極限まで努力すべきである。

なお、札幌市の検査頻度は少ないが、苫小牧市のように大規模で既製品に頼るスタイルではないので参考にならない。

2 測定結果の公表について

(1) 測定結果の公表

ホームページで公表する。

基準値を超えた食材が出た場合は、そのことと対応結果についてホームページと献立表で公表する。

(2) 産地の公表

現在は結果だけを公表しているが、入札が終わった時点で予定として公表する。

また、実際の使用結果も公表する。

いずれもホームページで公表する。

3 食材の使用ガイドラインの作成

(1) 産地の優先順位

胆振→道内→1で示した検査対象範囲以外の地域→国内→外国

(2) 放射性物質規制値とその根拠

第1候補 1食材について4ベクレル以下。

第2候補 1食材について10ベクレル以下。

〈内部被ばくによる影響についての考え方〉

低線量被ばくについて見解は別れるが、公平に見て次のようなことが言える。

○影響が無いと断定することはできない

○取り入れる量に閾値（いきち、しきいち）はない

◎低年齢ほど危険性が大きい

〈リスク管理に関する考え方〉

現在の社会は大人が作りだしたものであり、それによるリスクは大人が進んで負えばよいのであって、子どもに負わせるものではない。また、低年齢ほど被ばくによる影響が大きいことから、子どもたちにはより徹底したリスク排除が必要である。

〈自治体としての責任〉

自治体は、全国共通の対応をしなければならない国よりも丁寧な対応ができるし、市民生活に寄り添うことが求められる。国が定めた食品基準値は100ベクレルであるが、自治体がこれよりも厳しい基準を設定したとしても、国の基準を否定することにはならない。むしろ、検査体制や流通の事情などにより「仕方ないすりぬけ」があり、家庭での対応にも限界があることを踏まえ、子どもたちを特定した規制値を設定することで、国の基準を生かすことになる。

〈規制値の根拠〉

○第1候補 精度の高いゲルマニウム半導体検査機で検出可能な4ベクレルとした。

○第2候補 費用的な面から、ゲルマニウム半導体検査機を購入または外部に検査

依頼できない場合を考慮し、シンチレーションスペクトロメーターによる検査の上限値である。

4 この提案の法的根拠

○児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

○学校給食法

第1条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

○苫小牧市学校給食共同調理場条例

第1条 学校給食法(昭和29年法律第160号)による義務教育諸学校における学校給食の調理等を一括処理し、学校給食の充実と効率的運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食共同調理場を設置する

補記：子どもの権利条約(1994年批准)

第6条 1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。

2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

各地の放射性物質検査状況 H24. 4. 22

| 都市名 | セシウム134 | セシウム137 | ヨウ素130 | 基準(どの自治体も、測定結果は国の基準値以下でも公表) | 検査方法 | | 検査機 | | 検査機関 | 産地の公表 |
|------------------------------|---------|---------|--------|---------------------------------------|---|---|-------------------------|---------------|---------------------------|-----------------|
| | | | | | 回数等 | 検査の対象 | 種類 | 検出限界※1 | | |
| 北海道札幌市 | ○ | ○ | ○ | 4Bq/kg | 月2回(前日※2) | 1都16県の2品目抽出※3 | ゲルマニウム半導体検出器 | 4Bq/kg | 民間の専門検査機関 | 公表(予定。野菜は半月分ごと) |
| ゲルマニウム半導体検査器購入を議会で報告済み。詳細未定。 | | | | | | | | | | |
| 福島県いわき市 | ○ | ○ | ○ | 20Bq/kg | 毎日(前日) | 全食材。 | テクノエーピー社製TS150Bベクレルモニター | 20Bq/kg | 市(給食センター及び学校調理室) | 公表(測定したものののみ) |
| 東京都小金井市 | ○ | ○ | × | 10Bq/kg | 不定期月1に7日間 | 使用品度が高かったもの | ヨウ化ナトリウムシンチレーションディテクタ | 10Bq/kg | 市民※4 | 公表(結果) |
| 茨城県つくば市 | ○ | ○ | ○ | 国の基準と同じ。 | 毎日(前日) | 食材2品目+給食丸ごと | 日立アロカメデイカル(株) | 30Bq/kg | 教育委員会 | 公表(予定) |
| 神奈川県横浜市の | ○ | ○ | × | 検出限界を上回った場合、それを食べる量などを考慮して、使用の可否を決める。 | 毎日(前日) | 全食材 | ゲルマニウム半導体検出器 | 3Bq/kg | 日本海軍検定協会、新日本検定協会、横浜市衛生研究所 | 公開(予定) |
| 千葉県袖ヶ浦市 | ○ | ○ | ○ | 20Bq/kg | 平成24年3月まで、食材1種を選抜し外部委託(ゲルマニウム検出器)により検査していたが、4月からシンチレーションスペクトロメータ(限界値20Bq/kg)を購入し、学校給食センターで前日検査開始。 | | | | | 公表(予定) |
| 兵庫県神戸市 | ○ | ○ | × | 国の基準と同じ。 | 月2回(前日)※5 | 1都16県 | ゲルマニウム半導体検出器 | 1Bq/kg(未満も可能) | 神戸市環境保健研究所 | 公表(予定) |
| 大阪府大阪市 | ○ | ○ | ○ | 国の基準と同じ | | 「国などの情報より、放射性物質に汚染されている可能性のある品目」「過去に出荷制限などがかけられた品目」「過去に出荷制限や自産物がかけられた産地の他の品目」について、給食に使用する前日 | ゲルマニウム半導体検出器 | 10Bq/kg未満 | 株式会社日本食品エコーロジー研究所 | 公表(結果) |
| 福岡県福岡市 | ○ | ○ | × | 国の基準と同じ | 月1回(前日)※6 | 1都16県 | ゲルマニウム半導体検出器 | 10Bq/kg | 財団法人食品環境検査協会 | 公表(予定) |

※1 検出限界は、機器の性能の他、検査物の性質や量、検査にける時間等の条件設定で変わる。

※2 前日とは、前日とそれより前に検査することを含む

※3 1都16県とは、東京都、千葉県、茨城県、秋田県、岩手県、神奈川県、群馬県、埼玉県、静岡県、千葉県、新潟県、福井県、宮城県、山形県、山梨県

※4 市が放射能測定器を購入し市民が中心となって設立した「小金井市放射能測定器運営協議会」が市との協定のもとで、委託を受ける形。

※5 ①中央市場を經由している食材、月4検体程度(月2回抜き取り)。

②中央市場を經由していない食材(だし昆布・平しいいたけ・こんにやく・ゼリーなどを含む)、月1回1検体程度。

※6 使用頻度が高いものは、週1回程度

平成24年7月26日

提案者代表
苫小牧子どもの未来を守る会
代表 古川 慎一 様

苫小牧市教育委員会
教育長 山田 眞久
(学校給食共同調理場担当)

「学校給食で使用する食材の放射性物質測定検査等に関する市民政策提案書」
への回答

提案内容について検討した結果を、下記のとおり回答します。

記

提案の内容

①学校給食の食材に含まれる放射性物質の量を測定し、公表すること。

<回答>

食品衛生法に基づく基準値を超える食品は、出荷制限などにより流通させないことになっていますので、市場に流通している食品についての安全性は担保されているものと認識しておりますが、保護者の不安低減を図る目的で放射性セシウムに関する検査を実施することになりました。

検査対象は、国の出荷時の検査対象である1都16県から給食の前日に納品される青果物とします。

測定結果の公表は、給食当日の学校給食共同調理場ホームページに掲載します。

なお、検査方法は、市内の民間検査機関に委託することとし、基準値については、現在の基準値の一般食品100ベクレル以下とします。

②食材の使用ガイドラインの策定

<回答>

現在行っている食材使用に当たっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ・食材の納入は、国及び道からの通知や学校給食実施方針、検収マニュアルなどに基づき、発注や契約に当たっており、安全性や品質などに留意しています。
- ・産地の優先順位は、地元（胆振管内含む）→道内→国内→外国（中国工場で製造されたものは使用しない）を実践しています。
- ・端境期は、できる限り1都16県を除くよう納入業者に指示しています。

詳細な食材の使用ガイドラインの策定については、早急な対応は難しく、基本的な考え方を今後も確実に実行して行きます。

検索

○ WWW 検索 ● サイト内検索

[お知らせ](#)

[暮らし](#)

[健康 福祉](#)

[学ぶ スポーツ](#)

[自然 環境](#)

[まちづくり](#)

[市民参加](#)

[前のページに戻る](#)

[トップページに戻る](#)

[トップページ](#) > [市民自治推進課](#) > [市民参加条例](#) > 政策提案制度

市民政策提案制度

市民政策提案制度について

市民政策提案制度は、市民参加条例第17条で規定されている制度です。

市民政策提案制度は、市政全般にわたって寄せられる通常の提案や苦情などとは異なり、具体的な政策として提案していただくものです。そのため、個人的なものではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果として提案していただくこととしています。

市に対して政策を提案しようとするときは、内容を具体的にまとめて、18歳以上の市民10人以上の署名とともに、市民自治推進課(市役所7階)へ提出してください。

[さんかく長屋瓦版\(其の七\)](#)もご覧ください。

提案の受付状況 [提案の受付状況は、こちらからご覧ください](#)

提案の様式

市民政策提案書(様式第1号)(PDF 30KB ・ Word 27KB)

市民政策提案者署名簿(様式第2号)(PDF 26KB ・ Word 40KB)

※アイデアを思いついて提案してみたいが、どうやったらいいかわからないという方は、下記の連絡先から市民自治推進課へご相談ください。

[PDFファイルをご利用になるにはこちらからアドビリーダーをダウンロードしてください](#)



[市民参加条例のページへ](#)
[市民自治推進課のトップへ](#)

●このページに掲載されている情報の発信元

苫小牧市 総合政策部 市民自治推進課 ◆[組織機構図](#) ◆[市役所案内](#)

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 市役所南庁舎7階 電話 0144-32-6156

[お問い合わせ\(E-mail\)](#)

[ご意見・感想などお問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [リンクについて](#)

苫小牧市役所 〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6111(代表)

Copyright(C) 2009 Tomakomai City Office. All rights Reserved.



北海道
苫小牧市
TOMAKOMAI CITY
Official Web Site





検索 WWW 検索 サイト内検索 Google

お知らせ 暮らし 健康 福祉 学ぶスポーツ 自然 環境 まちづくり 市民参加

[前のページに戻る](#) [トップページに戻る](#)

[トップページ](#) > [市役所の組織機構](#) > [第1・第2学校給食共同調理場](#) > [市民提案について](#) > [放射性物質測定検査等市民政策提案について](#)

| [組織機構図](#) | [市役所案内](#) | [苫小牧市のマップ](#) |

| | | |
|------|---|---|
| 提案名 | 学校給食で使用する食材の放射性物質測定検査等に関する市民政策 | |
| 提案者 | 苫小牧子どもの未来を守る会 代表 古川 慎一 | |
| 受領日 | 平成24年4月26日 | |
| 回答期限 | 平成24年7月26日 | |
| 回答日 | 平成24年7月26日 | |
| 提案内容 | 市民政策提案書 |  (437KB) |
| | 政策の具体案 |  (1.69MB) |
| | 参考資料 各地の放射性物質検査状況 |  (543KB) |
| 回答書 |  (98KB) | |

●このページに掲載されている情報の発信元

苫小牧市 学校教育部 第1学校給食共同調理場 ◆[組織機構図](#) ◆[市役所案内](#)
〒053-0053 苫小牧市柳町1丁目3番5号 電話 0144-57-5881

苫小牧市 学校教育部 第2学校給食共同調理場
〒059-1272 苫小牧市のぞみ町2丁目7番3号 電話 0144-67-1815

[お問い合わせ\(E-mail\)](#)

[ご意見・感想などお問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [リンクについて](#)

苫小牧市役所 〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6111(代表)

Copyright(C) 2009 Tomakomai City Office. All rights Reserved.

第3章 市民政策提案制度

- 第17条 市民は、次に掲げる場合を除くほか、市に対して政策を提案しようとするときは、別に定めるところにより、18歳以上の市民10人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。
- 2 市は、市民に対して政策の提案を求めるときは、提案を求める政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他の提案に必要な事項を明らかにして行うものとする。
 - 3 市は、前2項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提案があった日から3月以内（前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内）に検討の結果及びその理由を当該市民（第1項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者）に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

【説明】

- 1 市民政策提案制度は、市民参加の一手法として新たに設ける制度です。この制度は、自治基本条例制定の取り組みにおいて条例に盛り込むべき項目として市長に提出された「まちづくり基本条例等検討懇話会」の提言の中で提案されたものを制度として具体化したものです。
- 2 市民意見提出制度は、市民からいつでも市に政策提案をすることができる制度と、市の方から市民の政策提案を募集する制度の二通りの制度で構成されています。

1 項関係

- ① 政策提案制度は、市政全般にわたって寄せられる通常の提案や苦情などと異なり、具体的な政策として提案していただくものであることから、個人的なものとしてではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果として提案していただくこととしています。
- ② 応募条件の年齢は、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮したものです。
また、市の機関が政策提案を募集する場合に、政策の内容によっては、18歳未満の方々の提案を求めることも想定されます。

2 項関係

市から市民に対して政策提案を募集する場合の公表事項について明らかにしています。市からの政策提案の募集に応じて市民が政策提案をする場合は、年齢要件は適用されず、市が募集する政策の内容に応じて応募できる市民の年齢の幅が広げられる事が想定されています。

3 項関係

市民からの政策提案あるいは市の募集に応じた政策提案が提出された場合の取扱いについて定めています。

- ① 市民からの随時の政策提案を受けたときは、市は3カ月以内にその提案内容について検討し、その結果及びその理由を提案者に通知するとともに、公表することとしています。
- ② 市からの政策提案の募集に応じた政策提案については、その政策の内容に応じて必要な期間を市がそのつど定めて行うこととなりますが、その結果の取扱いについては①と同様に扱うこととなります。

[運用]

- 1 市民から政策提案が寄せられた場合は、提案内容を所管する部課において、提案された政策の必要性及び優先度の観点から検討を行った上で総合的に判断を行い、結果を公表するものとします。また、必要に応じて関係する他の部課及び関係機関等との調整を行うものとします。
- 2 市民が政策提案を提出する場合には、所定の様式によって提出することとなりますが、その様式については、施行規則第14条で次のように定めています。

- ① 市民政策提案書（施行規則様式第1号）
- ② 提案書の添付書類 市民政策提案者署名簿（施行規則様式第2号）及び関係書類
- 3 市民政策提案制度の運用に関して実施要綱では次のように定めています。

第5章 市民政策提案制度に関する事務

第1 市民からの政策等の提案

1 提案の受付

市民からの政策等の提案の受付は、総合担当で行うものとする。

2 形式要件の確認

市民政策提案書(施行規則様式第1号)及び市民政策提案者署名簿(施行規則様式第2号)について、必要事項が記載されているか確認を行うとともに、市民政策提案書については政策等の案及び資料の添付について、市民政策提案者署名簿については自署の有無について確認を行うものとする。

3 補正

市民政策提案書及び市民政策提案者署名簿の記載事項に漏れがある等形式的な要件に不備があるときは、その場で提案代表者に補正を求めるものとし、その場で補正できない場合は、相当の期間を定めて提案代表者に補正を求めるものとする。提案代表者が補正の期間内に補正しないときは、提案を却下し、その旨を通知するものとする。

4 署名の審査等

(1) 署名の審査

市民からの政策等の提案を受け付け、形式的な要件を審査した後は、市民政策提案者署名簿に記載された提案者の氏名、住所及び生年月日等が、条例第17条第1項の規定により提案できる者に該当する者であるかどうかを審査する。審査の結果、有効な署名数が10人に満たないときは、提案代表者に補正を求めるものとする。

(2) 署名の効力の基準

署名の効力の基準は次のとおりとする。

ア 氏名については自署のみを有効とする。

イ 氏名、住所及び生年月日等の記載内容が虚偽又は架空のものであるときは、無効とする。

ウ 氏名、住所及び生年月日の記載のないもの並びに代筆をした場合の代筆者の氏名及び住所の記載のないものは無効とする。

(3) 受付日及び回答期限の記入

受付に伴う審査が完了し、政策提案の要件を満たしたときは、総合担当において受付日及び提案に対する回答期限となる日付を記入するものとする。この場合において、受付日の記入は、受付印の押印をもって代えることができるものとする。

5 提案後の取り下げ

市民からの政策提案の受付後において、提案代表者から提案を取り下げる場合は、取り下げる旨を記した文書を提出するものとする。

6 担当課への引き継ぎ

市民政策提案の受付を完了した後は、速やかに提案の内容となる政策等を所管する担当課に関係書類を引き継ぐものとする。

7 担当課における検討

(1) 調査及び検討

提案内容を所管する担当課は、政策提案の内容について調査及び検討を行い、提案の取扱いについて決定する。

(2) 提案代表者等による説明

担当課は、提案内容の調査及び検討に当たっては、必要に応じて提案代表者等から説明を聞くことができるものとする。

(3) 関係者等との協議

担当課は、必要に応じて提案内容に関係がある第三者又は市の機関との協議を行うものとする。

8 結果の通知

担当課は、政策提案の回答期日までに、提案内容に対する検討の結果及びその理由を市民政策提案結果通知書(様式第1号)により提案代表者に対して通知しなければならない。この場合において、その通知の内容について公表するとともに、総合担当に報告するものとする。

9 市民自治推進会議への報告

総合担当は、政策提案に関する検討の結果に関する担当課からの報告を集約のうえ、市民自治推進会議に報告しなければならない。

第2 市による政策等の提案の募集

1 政策提案の募集に当たって配慮すべき事項

市の機関が市民による政策等の提案を募集するに当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

ア 政策等の目的を明確に示して、市民がその目的に合致した政策等を提案しやすいように配慮すること。

イ 政策等を提案できるものの範囲は、できる限り広く設定すること。

ウ 政策等の提案の方法は、原則として書面によるものとし、持参のほか、確実に申請書類等が受付に届く方法により行うものとし、必要に応じて提出に必要な書式を設定すること。

エ 市の機関の募集に応じて市民が政策等の提案を行うために十分な時間を確保して提出期間を設定すること。

2 提案された政策等の検討及び結果の通知等

市民による政策等の提案を募集した担当課は、提案された政策等の内容について調査検討のうえ、その提案の取扱いについて決定するものとする。この場合において、この章第1に規定する取扱規定のうち、関係する規定を準用するものとする。

(3)市民政策提案制度

